（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第十九条　法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。

二　土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。

三　堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。

イ　堆積する土石の高さが五メートル以下である場合　当該高さを超える幅の空地

ロ　堆積する土石の高さが五メートルを超える場合　当該高さの二倍を超える幅の空地

四　堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。

五　雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

2　前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

第十三条中「第九条第一項の政令で定める」を「第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「できるように」を「できるよう」に改め、同条第五号中「ふた」を「蓋」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

第十三条を第十六条とする。

第十二条の見出し中「崖面」の下に「及びその他の地表面」を加え、同条中「第九条第一項の政令で定める」を「第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「擁壁」を「擁壁又は崖面崩壊防止施設」に、「保護されるように」を「保護されるよう」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

一　第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面

二　道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

第十一条を第十五条とする。

第十一条中「第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定による許可」を「第十二条第一項又は第十六条第一項の許可」に、「第六条の規定による」を「第八条第一項第一号の規定により設置される」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準）

第十四条　法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一　盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。

二　前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

イ　前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。

ロ　土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

ハ　その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

第十条中「第六条の規定による」を「第八条第一項第一号の規定により設置される」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第六条の規定による」を「第八条第一項第一号の規定により設置される」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「第六条の規定による」を「第八条第一項第二号の」に改め、同条第一号中「第一条第五項」を「第一条第四項」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一項中「前条の規定による」を「前条第一項第二号の」に改め、同項第一号中「以下」の下に「この条及び第十四条第二号ロにおいて」を加え、同条を第九条とする。

第六条第一項中「第九条第一項の政令で定める」を「第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の」に、「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同項第一号中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、「第三条第四号」の下に「の盛土及び同条第五号」を加え、同号に次のように加える。

ハ　第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

第六条を第八条とする。

第五条中「第九条第一項の政令で定める」を「第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の」に、「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の」を「生じないよう、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

ロ　盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

第五条第三号を同条第一号とし、同条第四号中「ならないように」を「ならないよう」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一　盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。